

誰もが輝く

定住・移住・交流のまち

知内町

公共施設等総合管理計画



目 次

1. 計画の目的と位置づけ	
1. 1 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	1
1. 2 計画の位置づけ	1
1. 3 計画期間	2
1. 4 計画の対象施設	2
2. 知内町の公共施設等を取り巻く現状と課題	
2. 1 公共施設等を取り巻く現状	3
2. 2 本町の財政状況	4
2. 3 公共施設（建築物）の状況	6
2. 4 建築物施設の築年度別の状況	13
2. 5 インフラ施設の状況	14
3. 今後の公共施設等の管理に関する基本的な考え方と財政効果	
3. 1 全体方針	17
3. 2 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針	20
3. 3 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果	24
4. 公共施設マネジメントの実行体制	
4. 1 推進体制	28
4. 2 情報等の共有	28
4. 3 町民等との協働	28
4. 3 PDCA サイクルの確立	28

1. 計画の目的と位置づけ

1. 1 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

本町で保有する公共施設やインフラ施設、公営企業施設（以下、「公共施設等」といいます。）は、整備から数十年経過したものも多く、平成 5 年度前後及び平成 19 年度前後に集中して整備していることから、大規模改修や建て替え時期が同時に押し寄せてきます。それに対し、人口減少や少子高齢化の本格化に伴い、町税などの収入が減少する一方で、扶助費などは増加するなど町の財政状況は大変厳しくなることが予測されます。そのため、公共施設等を現状のまま維持、更新し続けることが困難となっており、適切な維持管理ができない状況を放置しておく、施設の荒廃や事故につながる懸念が懸念されます。

公共施設等総合管理計画は、そのような状況を踏まえ、中長期的な視点から公共施設の総量や配置の最適化を図ることで将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するために、公共施設等のあり方や取り組み方針を示すことを目的としています。

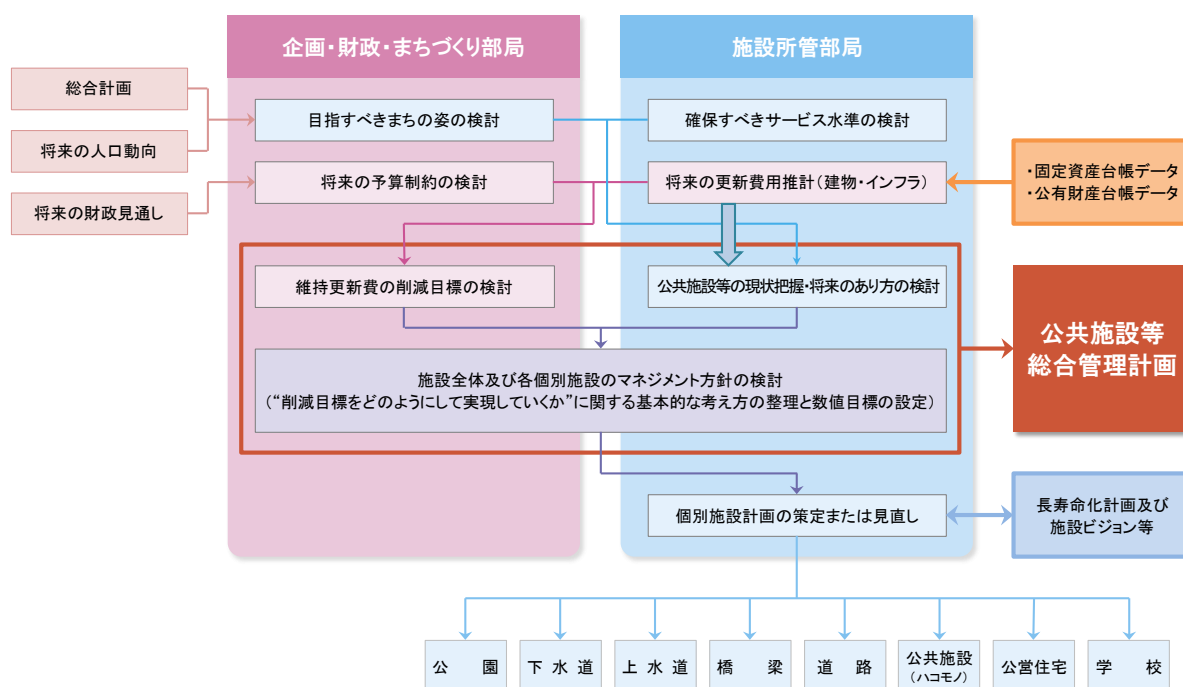
本計画は、令和 3 年度に策定した個別施設計画の内容及び令和 3 年 1 月 22 日の総務省通知を踏まえて改訂したものとなります。

1. 2 計画の位置づけ

国は、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、その中で地方公共団体の役割である行動計画が示され、平成 26 年 4 月に、地方公共団体に対して速やかに公共施設等総合管理計画を策定するよう要請がありました。

「知内町公共施設等総合管理計画」は、国の動向を踏まえ、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づく計画として位置づけます。併せて、上位計画である「知内町まちづくり総合計画」や「知内町人口ビジョン」、「知内町総合戦略」等との整合を図るとともに、各施策・事業目的における公共施設などの役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。

今後、個別施設計画や長寿命化計画の策定または見直しを行う際は、公共施設等総合管理計画に即したものにします。



出典 (株) 野村総合研究所資料を基に加工

1. 3 計画期間

公共施設等の計画的な管理を推進するにあたっては、建設時期や公共施設等の寿命を考慮し、中長期的な視点で検討することが不可欠といえます。

本町では公共施設の大規模改修や建て替え時期が今後 30 年程度の間集中すること、インフラ施設や公営企業施設についても建て替え時期が公共施設同様に今後数十年の間集中することが予測されるため、更新の集中期の後数年を含めた今後 40 年間を計画期間とします。

1. 4 計画の対象施設

本計画で対象とする施設は、町が所有する公共施設とインフラ施設、公営企業施設とし、その分類は以下の通りです。

施設区分	施設類型
公共施設	町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設、公営住宅、供給処理施設、その他
インフラ施設	道路、橋りょう
公営企業施設	上水道、下水道

2. 知内町の公共施設等を取り巻く現状と課題

2. 1 公共施設等を取り巻く現状

(1) 人口・年代別人口の長期的な見通し～知内町人口ビジョンより

知内町の人口は、昭和30年（1955年）の国勢調査では人口が9,735人でしたが、それ以降、減少傾向にあり平成22年（2010年）には5,074人となっています。今後も減少が進行すると予測され、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和37年（2055年）の人口は、平成22年（2010年）の約46.6%になると見込まれます。そのような状況の中で、老年人口（65歳以上）の割合は令和12年（2030年）頃まで増加するものと予測されます。

少子高齢化の進行により人口の年齢構成にも大きな変化が予想され、年少人口・生産年齢人口の減少、老年人口の増加が進行すると予測されます。

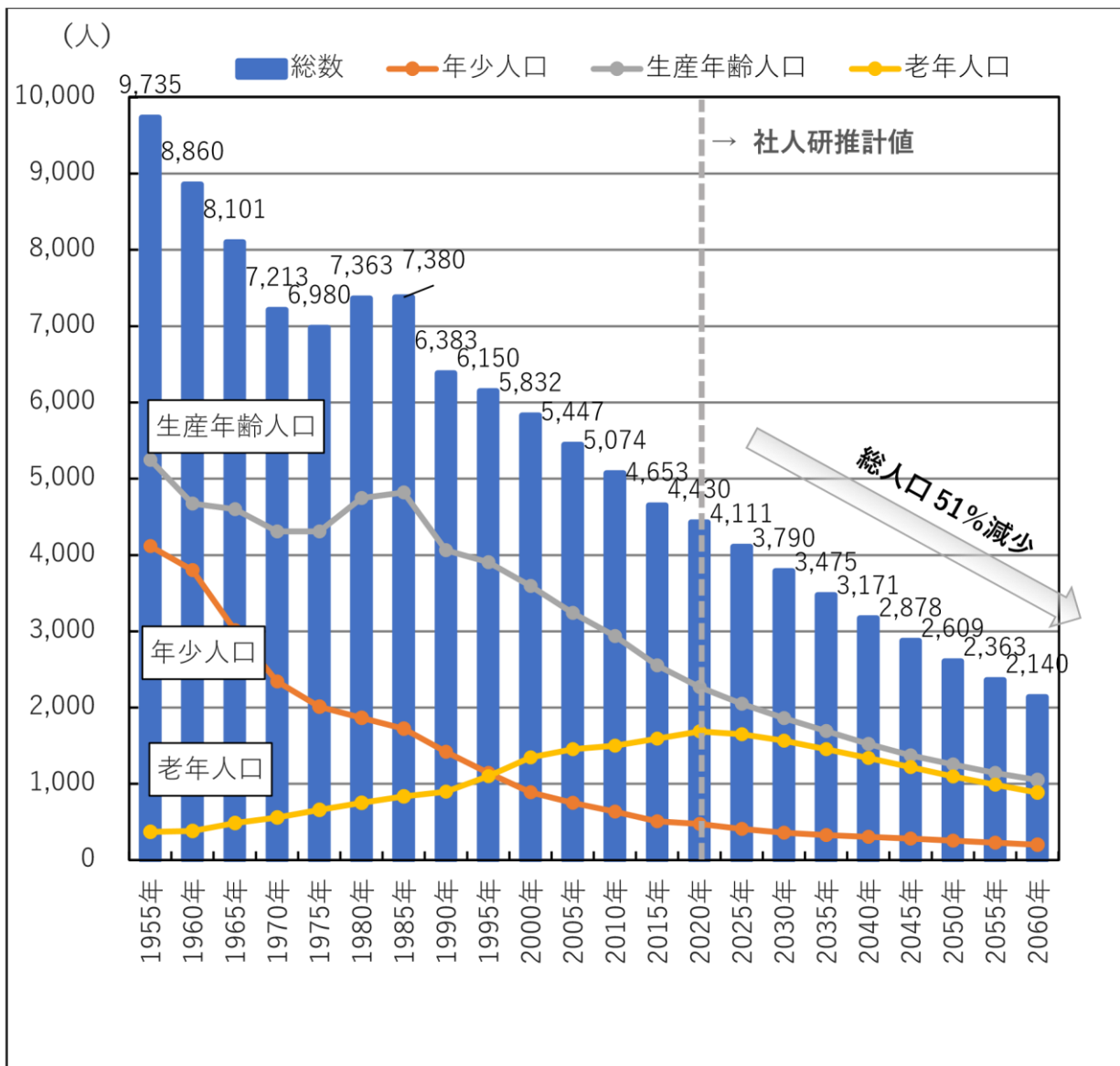
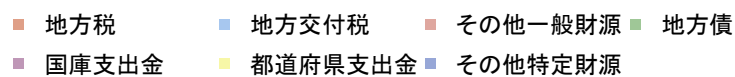
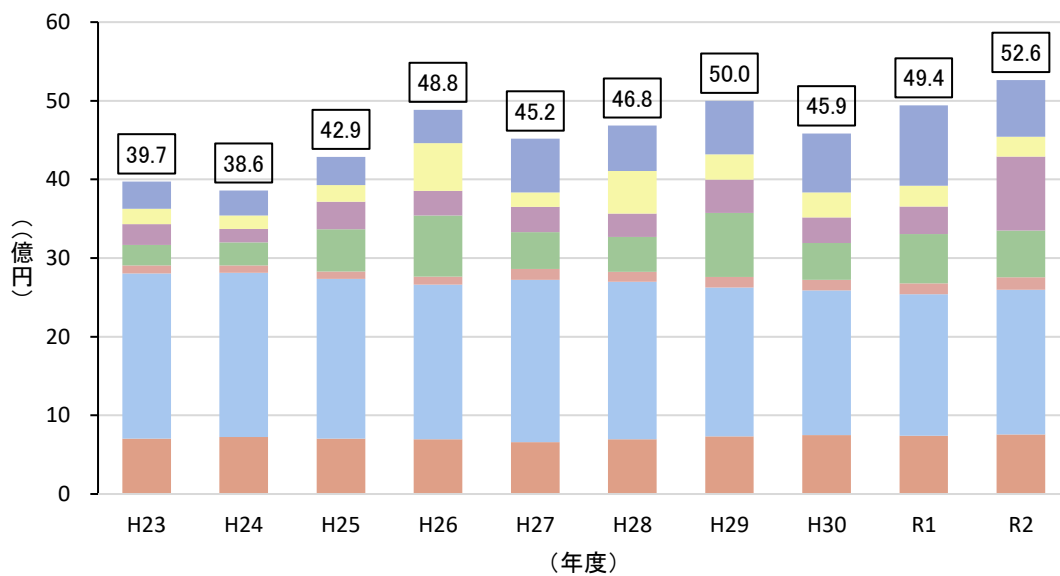
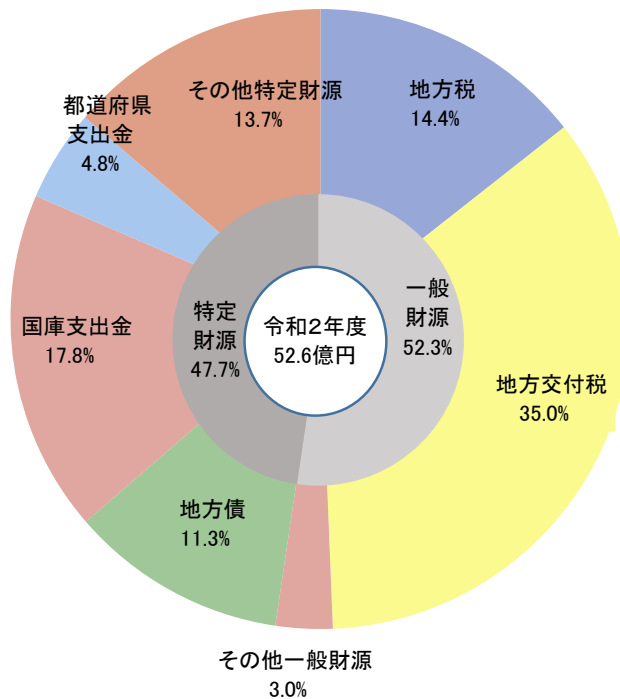


図 知内町の総人口の推移と将来推計
(知内町人口ビジョンより)

2. 2 本町の財政状況

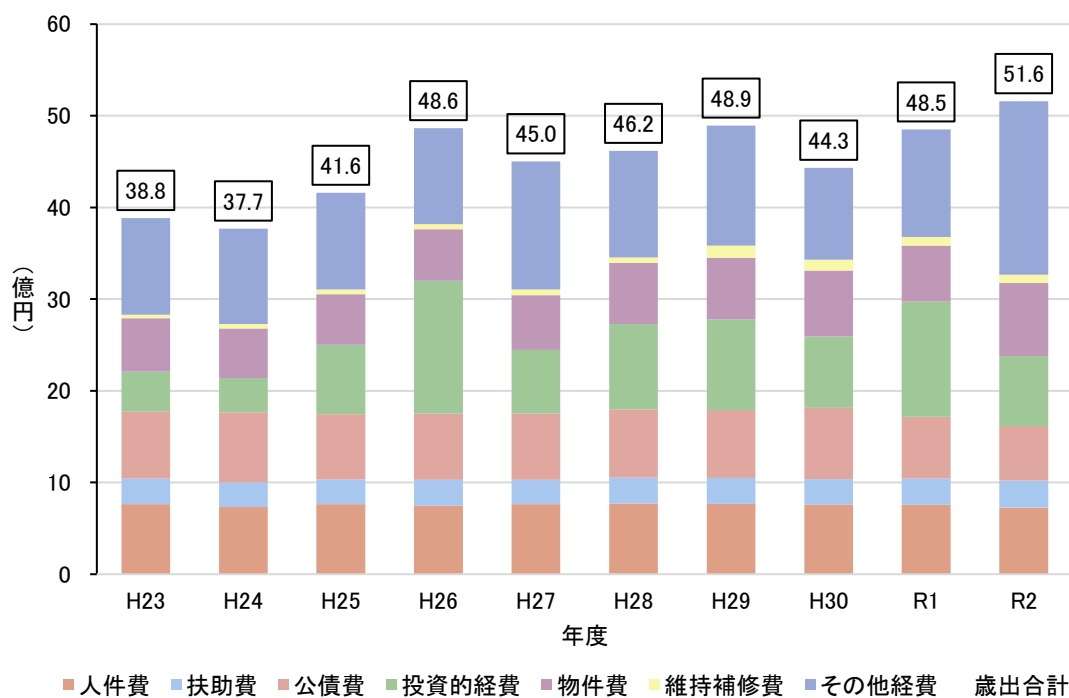
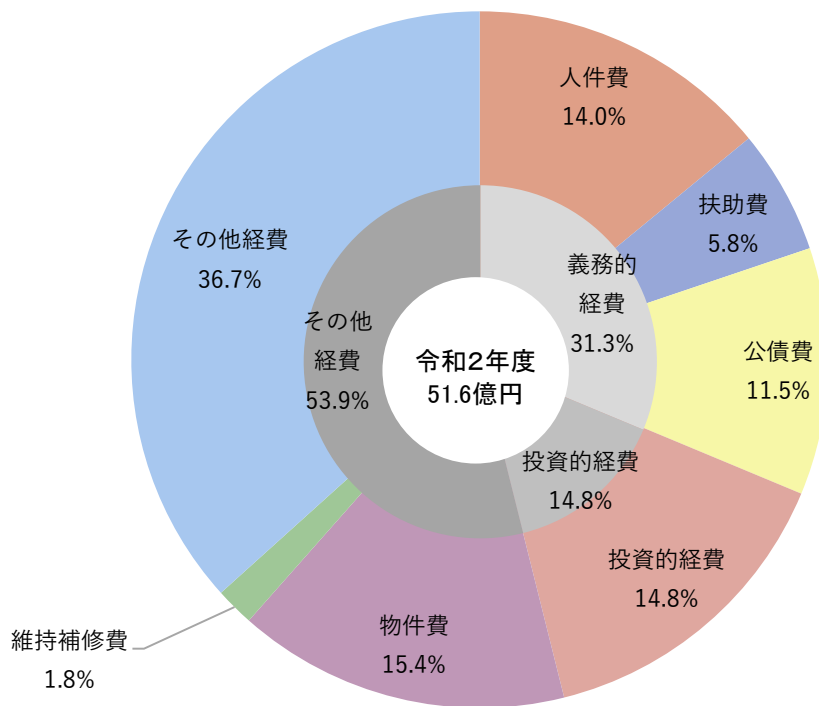
(1) 歳入の状況

知内町における歳入は、令和2年度に約52.6億円で、その内訳は、地方交付税（35.0%）が最も多く、国庫支出金（17.8%）、地方税（14.4%）、地方債（11.3%）と続きます。



(2) 歳出の状況

知内町における歳出は、令和2年度に約51.6億円で、その内訳は、物件費15.4%、投資的経費14.8%、人件費14.0%、公債費11.5%、扶助費5.8%と続きます。



※総務省決算カードより

2. 3 公共施設（建築物）の状況

（1）知内町の公共施設（建築物）の所有状況

公共施設は326棟あり、その延床面積の合計は約9.6万㎡です。インフラ施設のうち道路の延長は117km、橋りょうの延長は1.4km、公営企業施設のうち上水道は導水管が2.4km、送水管が0.4km、配水管が96.9km、下水道の延長は41.7kmです。

公共施設等の概要

区分	施設分類	施設例	棟数	建物		
				延床面積(㎡)	割合(%)	
公共施設	町民文化系施設	知内中央公民館、文化交流センター、知内青少年交流センターなど	24	10,954.8	11.4%	
	社会教育系施設	知内町郷土資料館	2	1,733.7	1.8%	
	スポーツ・レクリエーション系施設	知内町スポーツセンター、知内町第1町民プール、知内町健康保養センターなど	9	8,343.3	8.7%	
	産業系施設	野菜集出荷貯蔵施設、知内町脳表センター、船揚げ場など	7	4,028.7	4.2%	
	学校教育系施設	知内町高等学校、知内中学校、知内小学校など	16	29,322.6	30.4%	
	子育て支援施設	知内幼稚園、湯の里保育所、子ども交流センター	1	940.8	1.0%	
	保健・福祉施設	知内保健医療総合センター	1	1,530.4	1.6%	
	行政系施設	山村開発センター、公用車管理車庫・管理機材格納庫	7	4,085.2	4.2%	
	公営住宅	あけぼの団地、湯の里団地、はまなす団地など	116	26,977.3	28.0%	
	供給処理施設	木質資源貯蔵施設、木質バイオマスボイラー	2	344.3	0.4%	
	その他	知内町物産館、スクールバス車庫、ねぶた伝承館など	141	8,162.3	8.5%	
		小計		326	96,423.3	100.0%
	インフラ施設	道路	実延長 117km	—	—	—
橋りょう		63本・実延長1.4km	—	—	—	
小計			—	—	—	
公営企業施設	上水道	導水管・2.4km、送水管・0.4km、配水管96.9km	17	2,711.3	—	
	下水道	下水道管延長 41.7km	2	2,870.7	—	
	小計		19	5,582.0	—	
合計			345	102,005.3	—	

公共施設の施設分類別面積の割合は、学校教育系施設（30.4%）が最も多く、公営住宅（28.0%）、町民文化系施設（11.4%）、スポーツ・レクリエーション系施設（8.7%）と続き、学校教育系施設と公営住宅で58.4%と半数以上を占めます。

(2) 人口一人当たりの延床面積

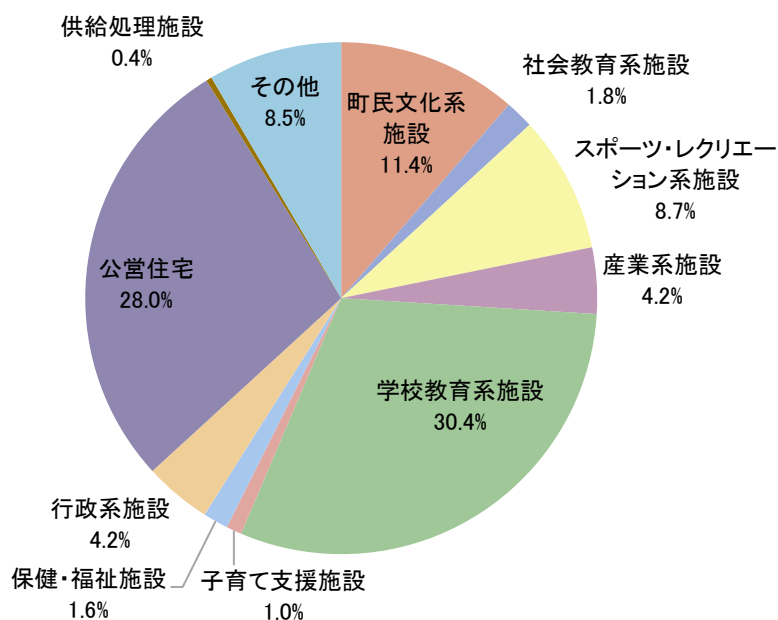
令和元年度末時点の公共施設建築物の延床面積合計は約9.6万㎡となっており、その内訳は、大きい順で学校教育施設が6.98㎡、公営住宅6.42㎡、町民文化系施設2.61㎡と続きます。

また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設（建築物）で22.96㎡となっています。

施設分類	施設数 (棟)	総面積 (㎡)	割合	人口一人当たりの面積 (㎡)
町民文化系施設	24	10,954.77	11.4%	2.61 ㎡
社会教育系施設	2	1,733.69	1.8%	0.41 ㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	9	8,343.28	8.7%	1.99 ㎡
産業系施設	7	4,028.73	4.2%	0.96 ㎡
学校教育系施設	16	29,322.64	30.4%	6.98 ㎡
子育て支援施設	1	940.75	1.0%	0.22 ㎡
保健・福祉施設	1	1,530.43	1.6%	0.36 ㎡
行政系施設	7	4,085.16	4.2%	0.97 ㎡
公営住宅	116	26,977.25	28.0%	6.42 ㎡
供給処理施設	2	344.33	0.4%	0.08 ㎡
その他	141	8,162.31	8.5%	1.94 ㎡
合計	326	96,423.34		22.96 ㎡

※固定資産台帳より作成

※人口は令和2年12月末時点人口

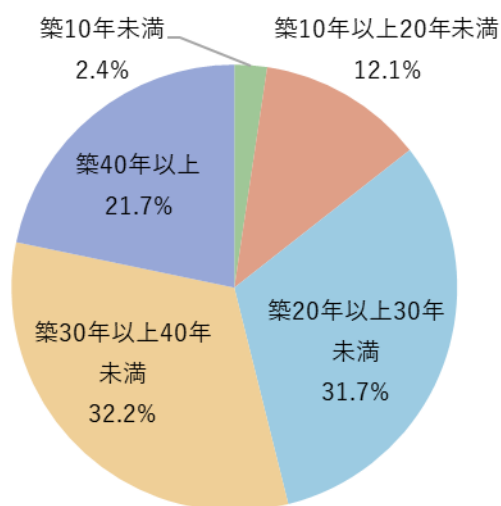


(3) 公共施設の老朽化の状況

公共施設の建築からの経過年数をみると、築30年未満の公共施設は全体の46.1%となっており、築年数30年以上の公共施設は53.9%となっています。

築40年以上経過した公共施設は全体の21.7%を占めています。

分類名称	築10年未満	築10年以上 20年未満	築20年以上 30年未満	築30年以上 40年未満	築40年以上	計
町民文化系施設	297.73	370.98	1,879.68	5,468.52	2,937.86	10,954.77
社会教育系施設	0.00	0.00	0.00	607.20	1,126.49	1,733.69
スポーツ・レクリエーション系施設	0.00	0.00	1,416.59	4,698.79	2,227.90	8,343.28
産業系施設	363.40	0.00	1,990.99	907.54	766.80	4,028.73
学校教育系施設	0.00	4,526.10	10,798.56	13,269.49	728.49	29,322.64
子育て支援施設	0.00	0.00	0.00	0.00	940.75	940.75
保健・福祉施設	0.00	0.00	1,530.43	0.00	0.00	1,530.43
行政系施設	0.00	0.00	0.00	207.00	3,878.16	4,085.16
公営住宅	79.20	6,605.28	11,478.36	3,803.87	5,010.54	26,977.25
供給処理施設	344.33	0.00	0.00	0.00	0.00	344.33
その他	1,190.87	125.75	1,454.38	2,057.10	3,334.21	8,162.31
合計	2,275.53	11,628.11	30,548.99	31,019.51	20,951.20	96,423.34
割合	2.4%	12.1%	31.7%	32.2%	21.7%	100.0%



(4) 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。公共施設は社会的影響があるため、耐用年数の限度まで使用されることはありません。

本計画の対象施設に（建築物）における総建築額は、約144億円です。内訳としては上位順で学校教育施設が約48.4億円、有形固定資産減価償却率は60.9%、公営住宅が約44.7億円、有形固定資産減価償却率は56.3%と資産が老朽化している状況となっています。

こうした状況から、建築物の一人あたりの延床面積の縮減や、延命措置の実施又は取り壊しによる公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

■資産別の有形固定資産減価償却率

(単位：円、%)

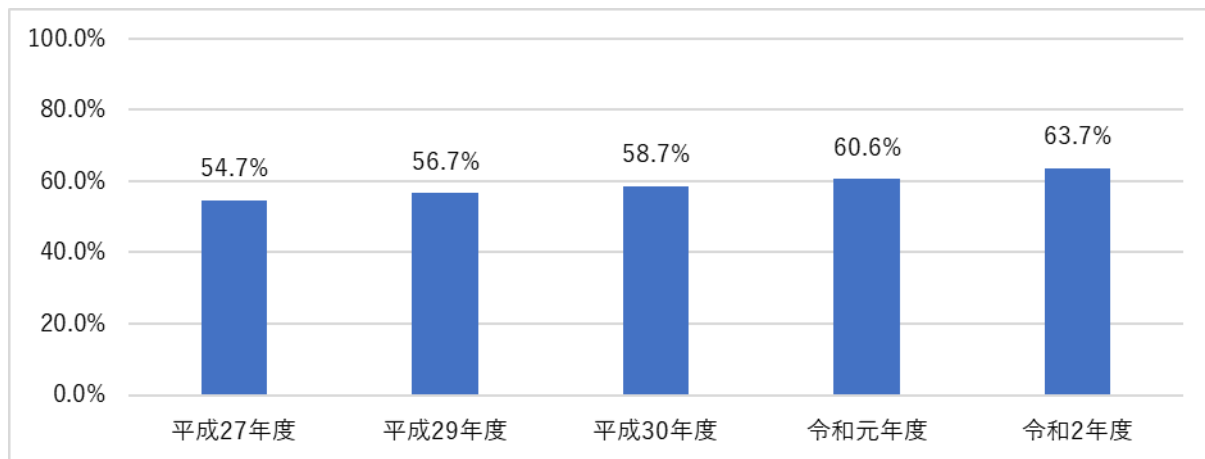
	取得原価	減価償却 累計額	有形固定資産 減価償却率
町民文化系施設	1,507,369,650	1,127,469,591	74.8%
社会教育系施設	204,846,350	202,737,949	99.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	1,277,907,550	955,680,265	74.8%
産業系施設	518,497,851	315,005,247	60.8%
学校教育系施設	4,840,664,000	2,948,487,619	60.9%
子育て支援施設	55,894,000	55,893,999	100.0%
保健・福祉施設	308,805,000	135,874,200	44.0%
行政系施設	274,179,600	263,428,794	96.1%
公営住宅	4,475,220,000	2,521,276,190	56.3%
供給処理施設	22,159,100	4,181,130	18.9%
その他	959,918,540	675,574,534	70.4%
合計	14,445,461,641	9,205,609,518	63.7%

(5) 有形固定資産減価償却率の推移

建築物の減価償却率は、平成27年度に55.6%であったものが令和2年度には63.7%と増加しており、今後も増加を続けることとなります。

【減価償却率の推移】

(単位：%)



(6) 資産分類別の施設の状況

①町民文化系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
知内町中央公民館	1981	39	3,136.10	83.6%
知内町青少年交流センター	1997	23	1,618.82	48.4%
矢越山荘	2014	6	297.73	21.0%
知内町町民ふれあい工房	1995	25	260.86	79.2%
重内地区転作定着化研修指導センター	1984	36	369.42	100.0%
渡島知内町内会館	1980	40	256.36	100.0%
元町町内会館	1980	40	312.66	100.0%
きらく町内会館	1980	40	199.57	100.0%
前浜町内会館	1980	40	249.48	100.0%
はまなす集会場	1975	45	166.86	100.0%
涌元谷地町内会館	1980	40	280.26	100.0%
知内町漁村環境改善センター	1978	42	710.03	82.0%
上雷生活改善センター	1971	49	207.00	100.0%
森越生活改善センター	1975	45	145.74	100.0%
中の川生活改善センター	1969	51	212.82	100.0%
湯の里生活改善センター	1975	45	197.08	100.0%
小谷石町内会館	2002	18	370.98	71.4%

②社会教育系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
知内町郷土資料館	1973	47	1,126.49	100.0%
知内町郷土資料館 増改築 (収蔵室・展示室)	1983	37	607.20	97.2%

③スポーツ・レクリエーション系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
知内町健康保養センター 「こもれび温泉」	1995	25	1,343.69	52.8%
知内町スポーツセンター	1981	39	2,958.12	83.6%
知内町町民スキー場管理棟	1991	29	72.90	100.0%
知内町第1町民体育館	1966	54	697.47	100.0%

④産業系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
中山間地域農村活性化センター	1997	23	225.99	92.4%
知内町物産館	1990	30	381.53	78.3%
しりうち地域産業担い手センター	2017	3	363.40	8.4%
牡蠣飯弁当製造工場	2018	2	322.95	4.2%

⑤学校教育系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
涌元小学校	1987	33	2,795.00	70.4%
涌元小学校 屋内プール	1983	37	729.00	100.0%
湯ノ里小学校	1993	27	1,943.00	57.2%
湯ノ里小学校 屋内プール	1980	40	728.49	100.0%
知内小学校	2006	14	3,557.10	28.6%
知内小学校 屋内体育館	2007	13	969.00	26.4%
知内中学校	1996	24	4,073.06	50.6%
知内中学校 屋内体育館	1996	24	1,280.00	50.6%
知内高等学校	1984	36	4,787.00	77.0%
知内高等学校 屋内体育館	1985	35	1,435.00	74.8%
知内町学校給食センター	1998	22	578.00	56.7%
スクールバス車庫	1997	23	202.50	72.6%

⑥子育て支援施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
知内幼稚園	1976	44	940.75	100.0%

⑦保健・福祉施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
知内町保健医療総合センター	1999	21	1,530.43	44.0%

⑧行政系施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
山村開発センター	1971	49	3,206.04	100.0%
山村開発センター増改築 (公害防止監視センター)	1982	38	207.00	81.4%
役場庁舎 庁用車車庫 (庁舎裏)	1965	55	137.60	100.0%
役場庁舎 公用車管理車庫・管理機材格納庫	1980	40	191.36	100.0%

⑨供給処理施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
木質バイオマスボイラー	2014	6	149.93	16.5%
木質資源貯蔵施設	2014	6	194.40	21.0%

⑩その他

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
ねぶた伝承館	1991	29	178.20	92.4%
ねぶた囃子伝承館	1992	28	155.52	89.1%
さわやかトイレ (道の駅)	1996	24	129.83	62.1%
除雪機械格納庫	2015	5	148.85	23.6%

2. 4 建築物系施設の建築年度別の状況

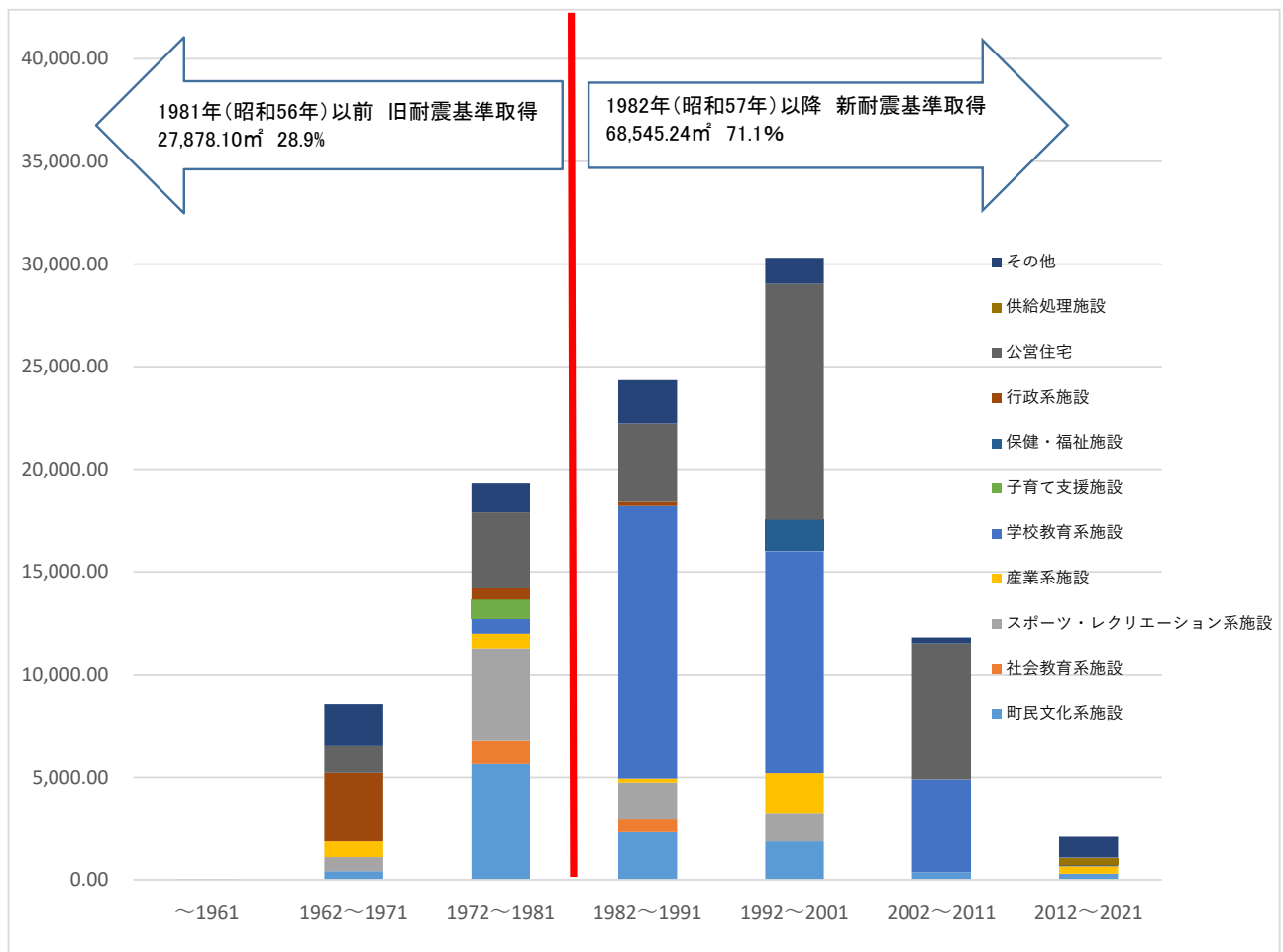
現行の耐震基準（新耐震基準）は、昭和56年（1981年）に改正され、導入されたものです。新耐震基準の考え方は、中規模の地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、稀にしか発生しない大規模な地震（震度6強から震度7程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものとなっています。

上記をひとつの基準とし、知内町における建築年度別の延床面積（㎡）を見ると下表のとおりになります。

知内町においては、旧耐震基準（昭和56年以前）に建築されたものが、28.9%を占めています。

■ 年度別・分類別建築延べ床面積

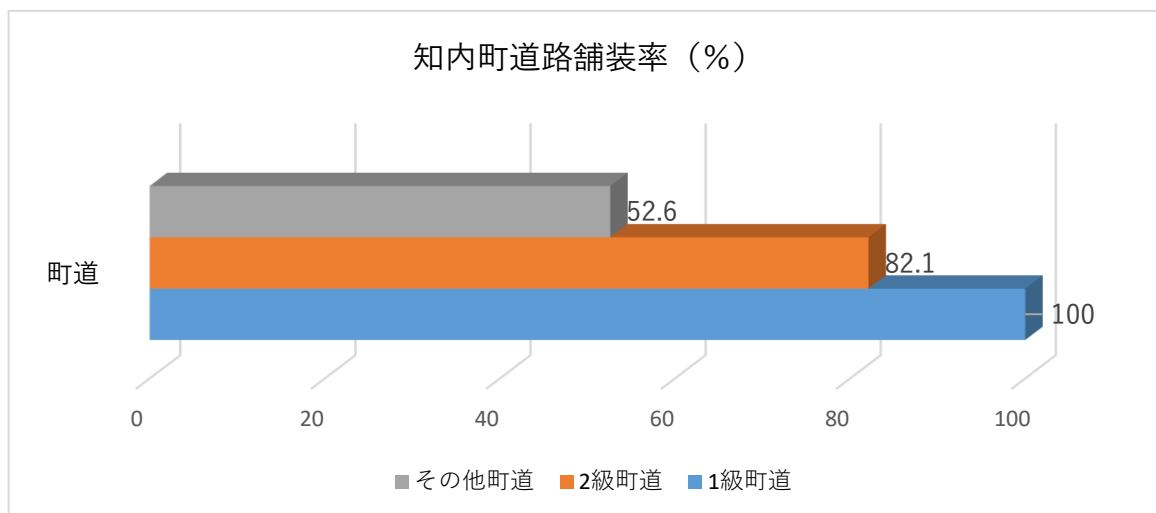
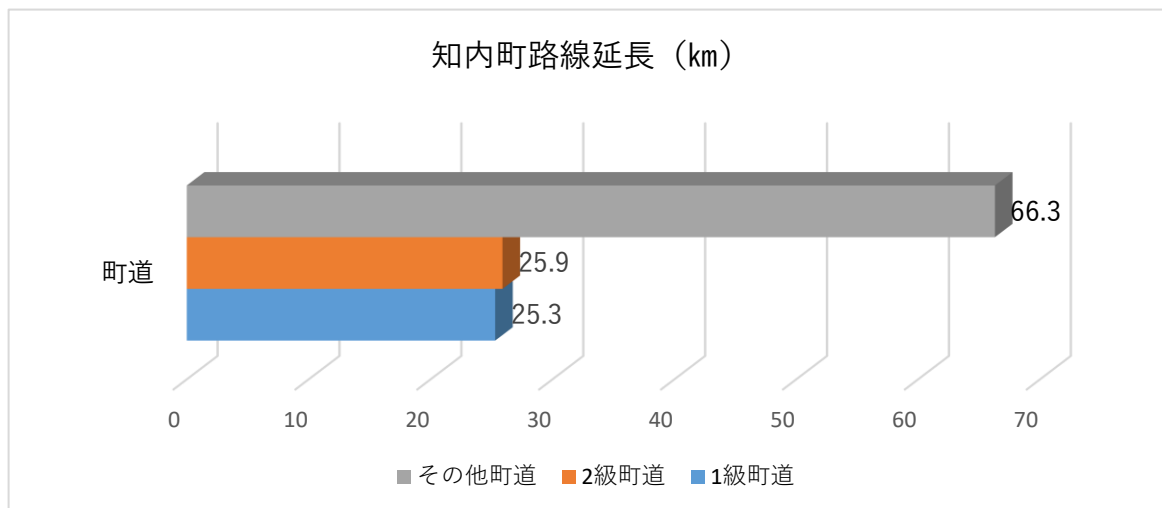
（単位：㎡）



2.5 インフラ施設の状況

(1) 道路

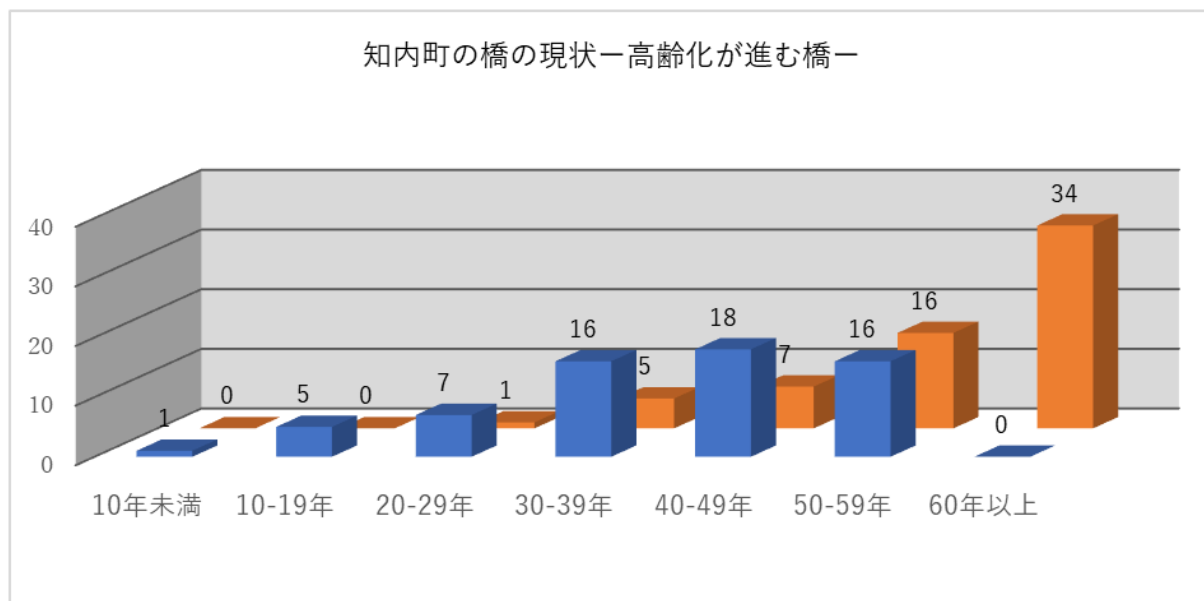
知内町が管理する町道は、令和3年4月1日現在140路線約117kmあり、多くの町道は整備後数十年を経過していることから、経年劣化による道路舗装の損傷・劣化が進行するとともに、修繕費の財政負担増加が懸念されます。



(2) 橋梁

知内町は、令和3年4月現在で63橋の橋を管理しています。

この橋の8割ほどが20年後には架設後50年以上が経過する高齢化を迎えます。また、橋のおかれる環境も交通量の増加や車両の大型・重量化により日々厳しい状況となっています。

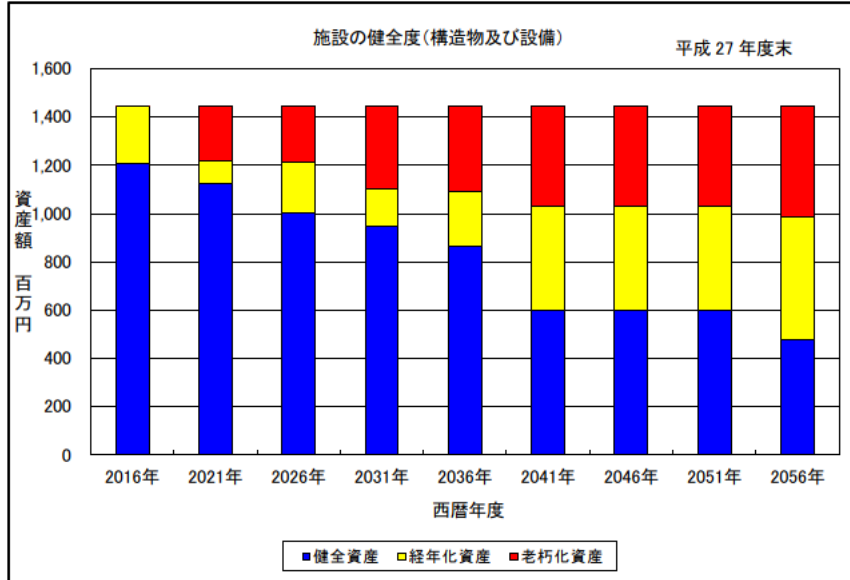


	町道	合計
全管理橋梁数	63	63
うち計画の対象橋梁数	62	62
うち平成25年3月計画策定橋梁数	62	62
うち令和3年3月計画策定見直し橋梁数	62	62
長寿命化修繕計画の対象：通行止め橋梁1橋を除く、全管理橋梁		

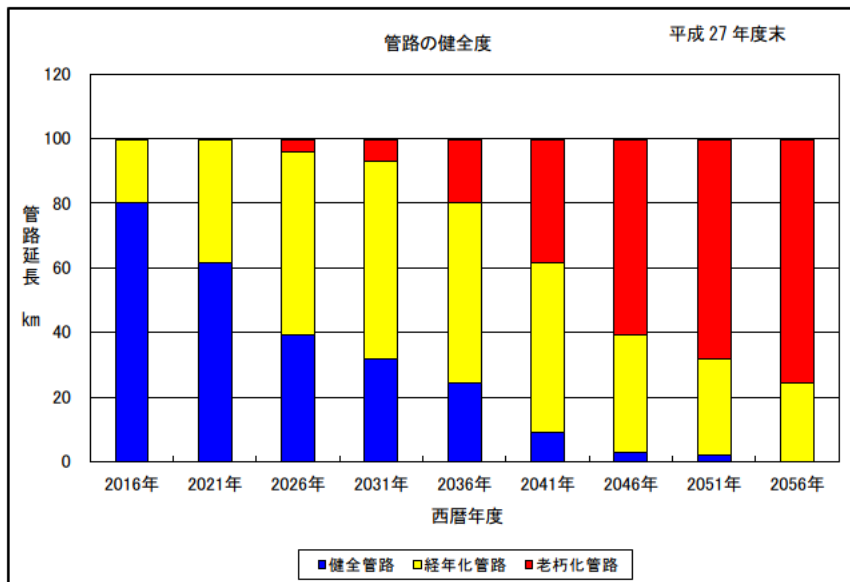
(3) 上下水道

本町の水道施設は、2015年度末現在、資産額でおよそ0.2%が老朽化資産、16%が法定耐用年数を超えた経年化資産です。

今後、更新事業を行わなければ25年後には経年化資産、老朽化資産が全体の58%を占める状態となります。



水道管路は、2015年度末現在、法定耐用年数の1.5倍を超えた老朽化管路はありませんが法定耐用年数40年を超えた経年化管路が12%程度あります。今後、管路の更新事業を実施しなければ10年後には経年化管路が63%を超え、老朽化管路も4%発生してきます。



3. 今後の公共施設等の管理に関する

基本的な考え方と財政効果

3. 1 全体方針

(1) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

継続的に利用していく施設については、法定点検のほか、予防保全型維持管理の視点に立って必要に応じて任意の調査、点検、診断を実施します。

点検や診断などで得られたデータは情報化、履歴情報として集積・蓄積し、個別施設情報として全庁で共有できるようにします。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

これまでの「対処療法型」の維持管理から「予防保全型」へと転換し、計画的な保全により維持管理コスト等の縮減を図ります。

計画に基づき施設調査、施設評価を行い、施設の重要度、位置づけを考慮し、維持管理、修繕、更新を適切に行っていきます。

更新時においては、PPP/PFI 事業などの官民連携による民間資金、ノウハウの活用・導入について検討を行います。

施設を更新する際は、再生可能エネルギー導入や省エネ化を図るなど、維持管理費の削減につながる仕様の積極的導入について検討します。

新たに必要となる施設については、その重要性・波及効果などについて慎重に検討・評価し、既存施設とのバランスなどを考慮し適正配置に努めます。

③安全確保の実施方針

点検・診断等によって危険性が認められた施設や、老朽化等により供用停止または利用の見込みがない施設については、安全確保のための対策を講じます。特に避難に配慮を必要とする施設や不特定多数の方が利用する施設は優先的に対応します。

放置されている施設については、侵入防止などの応急措置を行い、早期の除却に努めます。

④耐震化の実施方針

耐震性が十分に確保されていない施設については、計画的に耐震化を進めます。

⑤長寿命化の実施方針

将来にわたり、長く利用していく施設については、これまでの対処療法的な維持管理から計画的な維持管理による施設の長寿命化を行うことでライフサイクルコストの縮減に努めます。

大規模改修や更新の時期が重なることで過度な財政負担が生じないように、長寿命化を図るなど計画的に事業を実施し、財政負担の平準化を図ります。

⑥統合や廃止の推進方針

将来の人口動態や人口構成の変化、需要の変化を踏まえ、施設の集約化や複合化、廃止、用途変更などによる施設総量の適正化・施設の適正配置に努めます。

施設量を維持する「施設重視」から「機能重視」への転換を図り、施設量の縮減を進める一方で、機能の集約化、複合化を図ることで、行政サービス及び利便性の向上に努めます。

相互の財産を有効に利用するなど、「フルセット型」から「ネットワーク型」への転換を図り、広域連携、公民連携についての可能性を検討・推進します。

施設の更新や廃止によって生じた利用しない施設や跡地については、売却等による財源の確保に努めるとともに、まちづくりに資する有効活用方法について検討します。

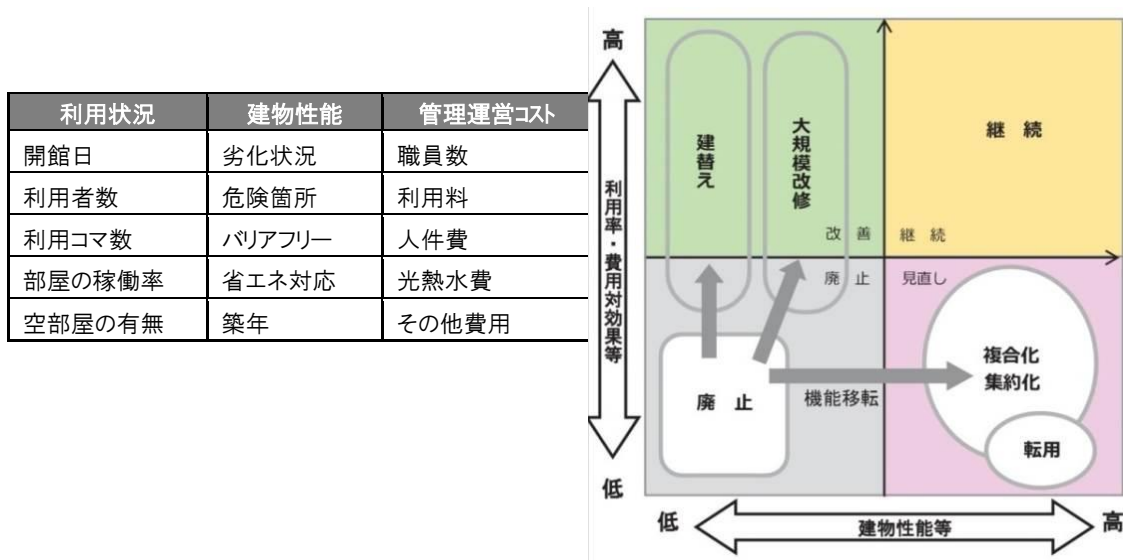
「施設の統廃合」にあたっては、施設の利用状況、建物性能、管理運営コストなどの多面的な評価に基づき、検討・実施します。

⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

これまで所管部署で個別で管理されてきた公共施設等の情報を一元化し、総務課が中心となり、各所管部署と協議・連携を図りながら、全庁体制で計画の推進を図ります。

(2) 施設評価について

施設規模の適正化を図るにあたっては、施設の利用状況や建物性能、管理運営コストについての評価を行い、その分析・結果に基づき、施設毎の対策（「廃止」、「改善」、「見直し」、「継続」）について検討し、その妥当性を検証した上で進めていきます。



(3) ユニバーサルデザイン化の推進方針

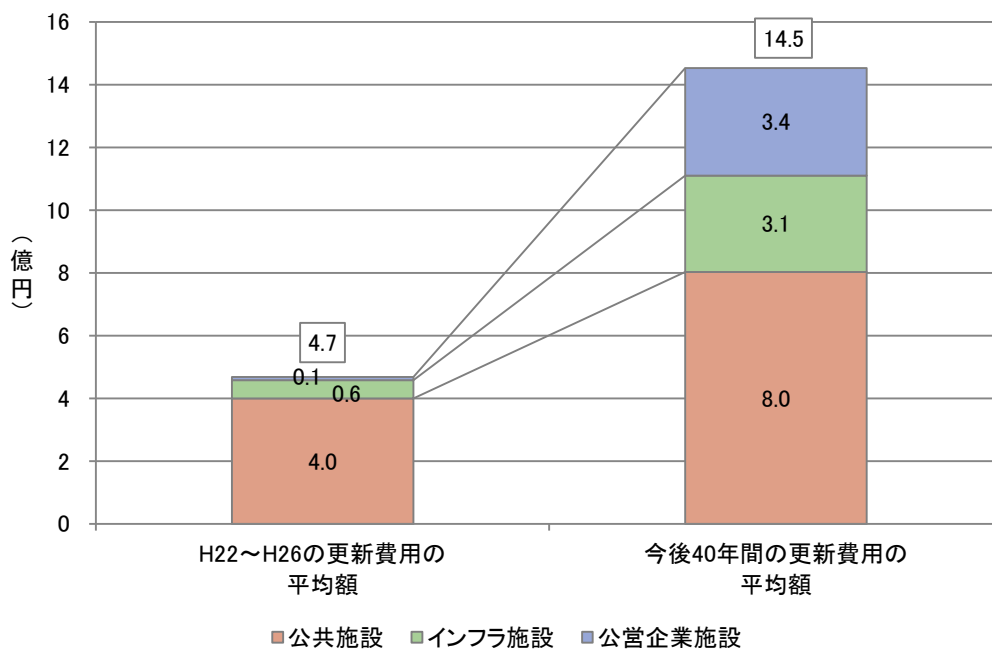
バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサル化の推進」が重点施策の一つとして挙げられています。今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況等を考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建築物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていきます。

(4) 数値目標の考え方

公共施設等を現状の規模のまま維持する場合、今後40年間に係る更新費用の年平均は約14.5億円になると試算されました。一方で、投資的経費を直近5年間の予算と同額確保できたとすると、年平均で約4.7億円となり、この差を解消していく必要があります。

公共施設については、更新費用(約8.0億円/年)と財源(約4.0億円/年)の差を解消するため、更新費用を約50%削減する必要があります。そのため、利用されていない施設等の廃止、長寿命化及び適切な維持管理、保有量の適正化、民間や近隣市町との連携により更新費用を縮減するとともに、受益者負担の適正化に努めることで、投資的経費の増強を図ります。

インフラ施設、公営企業施設については長寿命化による更新費用の抑制を基本的な考え方とし、将来的にはまちづくりの方向性を勘案しダウンサイジングなどについても検討し、更新費用の縮減に努めます。



3. 2 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針

今後の公共施設サービスのニーズに対応し、施設を維持するために、老朽化施設や耐用年数を経過した施設、施設管理者の担当者の意見・要望を踏まえて、施設の再生や不要となった施設の用途変更、複合化等、既存施設の有効活用を図ることとします。また、その内容は過疎地域持続的発展市町村計画と連動させていきます。

(1) 町民文化系施設

町内会館として使用されている施設のほとんどは、建築後 40 年以上経過しています。建築・設備等の老朽化がみられるため、今後の利用状況に応じて機能の必要性等の検証を行い、長寿命化、改築、除却等の方向性を検討します。

- ・ きらく町内会館は令和 2 年度に改築をしています。
- ・ 湯の里生活改善センターは、湯ノ里小学校へ移転をできるかの検討をします。
- ・ 森越生活改善センター・中の川生活改善センターの 2 会館及び前浜町内会館・はまなす集会場・涌元谷地町内会館の 3 会館は、将来それぞれ共用化を含めた改築を検討します。
- ・ 上雷生活改善センターは将来改築や統合を含めた検討をします。
- ・ 上記以外の建物については、長寿命化を図り計画的な保全を適宜行います。

持続的発展施策区分	事業名	事業内容
産業の振興	観光又はレクリエーション	観光施設の活用推進事業（こもれび温泉）

(2) 社会教育系施設

知内町郷土資料館は、建築・設備の老朽化がみられるため、令和 7 年度をめどに他の既存施設への移転を検討し、収蔵庫については郷土資料館移転に合わせて、書類収蔵庫等に用途変更して長寿命化を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

知内町第 1 町民体育館は、建築後 50 年以上経過しており、老朽化が進行しているため令和 4 年度以降に改築を予定します。また、知内町民スキー場管理棟は、今後の利用状況を検証し、将来除却・改築を含め検討します。その他の建物は、長寿命化を図り計画的な保全を適宜行います。

持続的発展施策区分	事業名	事業内容
教育の振興	体育施設	スポーツセンター改修事業
		第一町民プール整備
		第一町民体育館整備事業
	生涯学習・スポーツ	文化・スポーツ振興事業
		文化スポーツ合宿誘致事業

(4) 産業系施設

かき小屋知内番屋等関連施設は、木造構造で既存建物を改修した施設であることから、将来除却・売却を含め検討します。知内町物産館、新幹線展望塔は今後の利用状況を検証し、将来除却・売却を含め検討します。それ以外の建物は、長寿命化を図り計画的な保全を適宜行います。

(5) 学校教育系施設

学校教育系施設は、教育施設であるだけでなく、防災や地域コミュニティを形成する地域の核となる施設であることから、長寿命化を図り計画的な保全を適宜行います。また今後の児童数の減少により、施設の維持管理や教育環境の充実が図れない場合を想定し、以下の統廃合を含めた適正な規模、配置の維持に努めます。

- ・湯ノ里小学校の知内小学校への統合は、令和5年度に統合します。
- ・湯ノ里小学校は、統合後他の公共施設への用途変更を検討します。
- ・涌元小学校の知内小学校への統合は、地域住民も含め検討を進めます。
- ・知内小学校と知内中学校が、将来統合できるかを検討します。
- ・上記以外の施設については、長寿命化を図り計画的な保全を適宜行います。

持続的発展施策区分	事業名	事業内容
教育の振興	学校教育関連施設 校舎	知内高校長寿命化事業
		知内中学校校舎改修事業
		知内中学校屋内体育館改修事業
		湯ノ里小学校改修事業
		涌元小学校改修事業
	スクールバス	スクールバス車庫改修事業
	給食施設	学校給食センター改修事業

(6) 子育て支援施設

知内幼稚園の機能は、令和3年度建設のしりうち認定こども園に令和4年度から移転し、その後除却予定です。知内町第1町民プール・子供交流センターは、長寿命化を図り計画的な保全を適宜行います。

持続的発展施策区分	事業名	事業内容
子育て環境の確保、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進	認定こども園	しりうち認定こども園（仮称）建設事業

(7) 保健・福祉施設

知内町保健医療総合センターは、長寿命化を図り計画的な保全を適宜行います。

(8) 供給処理施設

木質バイオマスボイラー、木質資源貯蔵施設は、築年数も短いことから、長寿命化を図り計画的な保全を適宜行います。

(9) その他施設

さわやかトイレ（道の駅）は、今後の利用状況を検証し、知内町物産館と合わせて方針を検討します。その他の施設については、長寿命化を図り計画的な保全を適宜行います。

(10) 道路

修繕計画においては、道路の交通量・重要性・利用状況・劣化度を考慮し、幹線町道とその他路線（路面性状調査未実施路線）に分類し、修繕費の縮減・平準化を実現するため年度別実施計画を策定し努めるものとします。

①対象路線

中の川線を始めとする、平成25年10月に路面性状調査をした路線（幹線町道舗装修繕計画路線、道路舗装修繕計画の通り）

②修繕路線の選定、点検

路面性状調査結果を基に、交通量・重要性・利用状況・劣化度を考慮し策定した町道舗装修繕計画に則り、修繕費の平準化を行います。

舗装の損傷度合いを把握するために、定期的に道路パトロールを実施し、町道舗装修繕計画に反映させます。

持続的発展施策区分	事業名	事業内容
交通施設の整備、 交通手段の確保	市町村道 道路	町道各路線舗装補修工事
		町道知内駅停車場線舗装補修工事
		町道元町線舗装補修工事
		町道元町中の川線延伸工事

(11) 橋梁

①健全度の把握の基本的方針

北海道道路メンテナンス会議で策定された【北海道市町村橋梁点検マニュアル（案）】に基づく定期点検や日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握します。

②日常的な維持管理に関する基本的な方針

パトロール車による走行面の変状について点検を行います。

③対象橋梁の長寿命化及び修繕・架け替えに係る費用の縮減に関する基本方針

橋梁長寿命化修繕計画において損傷や劣化の事前予測に基づき、橋梁の予防的な修繕及び計画的な架け替えを行うことにより、修繕及び架け替えに要するコストを縮減します。

④コスト縮減に関する基本方針

橋梁のメンテナンス全般において、「新技術の活用」、「集約化・撤去」、「費用縮減」など、事業のコストや効率化に資するものはないかを検討します。

持続的発展施策区分	事業名	事業内容
交通施設の整備、 交通手段の確保	市町村道 橋りょう	向上雷橋修繕工事 L=229m
		股瀬第2号橋補修工事 L=14.0m
		サンナス橋架替工事 L=25.8m
		山栗橋補修工事 L=18.5m
		上馬橋架替工事 L=7.0m
		準用河川新重内川河道掘削工事
	過疎地域自立促進特別事業	橋梁点検

(12) 上下水道

昭和36年に知内町簡易水道を創設後、2度の給水地区拡張により、昭和54年に上水道事業へ認可変更を実施しました。これまで計4度の拡張工事を実施しており、現在、水道施設は上水道1系統、簡易水道2系統で給水し、無水地区を解消しています。

今後の人口減少に伴う、給水人口、水需要の減少に伴い、料金収入が減少していく中、災害対策も視野に入れながら老朽化していく施設を更新し続け、安定した給水を確保するための対策を行います。

下水道事業としては、平成8年度より着手した公共下水道事業が平成19年度に工事が完了し、農業集落排水事業が平成11年度着手、平成15年度に工事を完了して整備計画の全区域が供用開始されています。また、計画区域外となっている地域は、平成14年度から町の補助金交付金制度を制定し、浄化槽の設置促進を図っています。

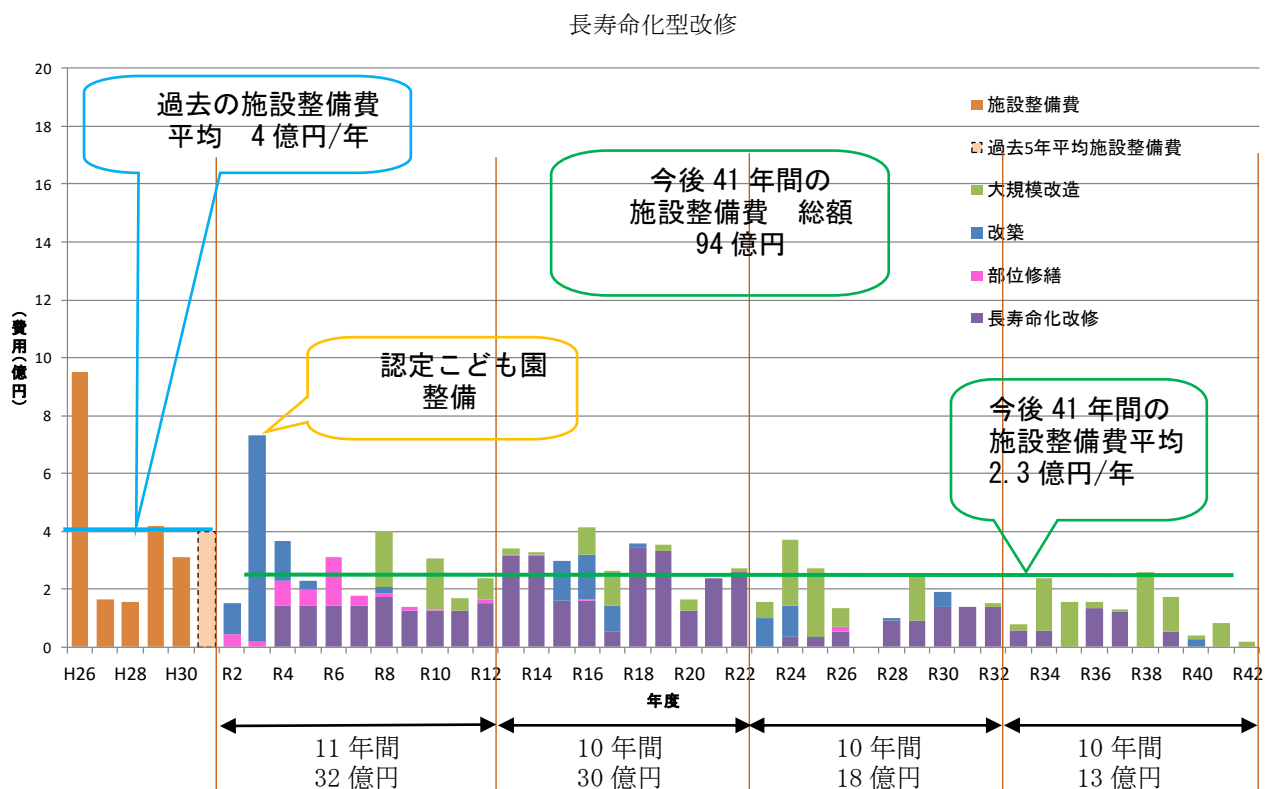
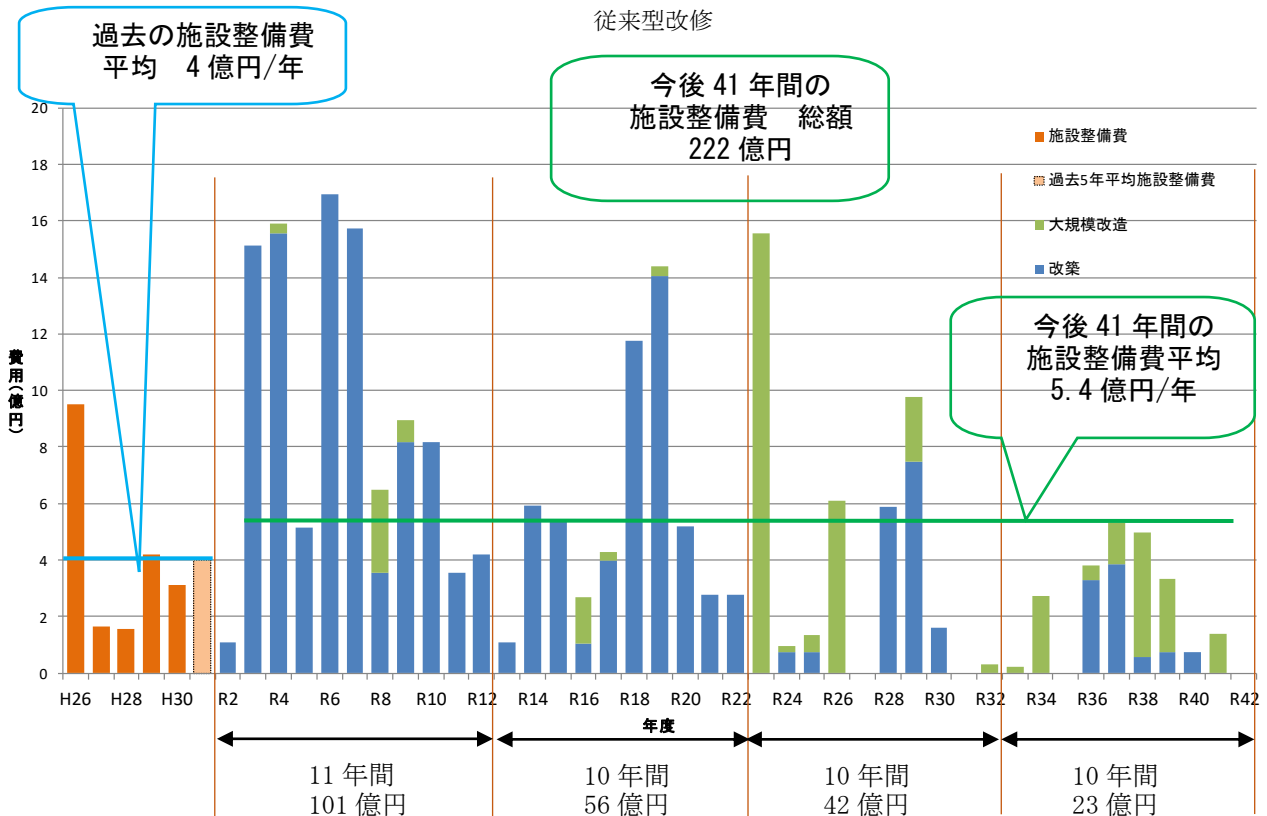
公共下水道処理場等の各施設については、常に適正な管理に努め、施設の維持保全を図るとともに、施設機器・設備の劣化状況、耐用年数などを精査し修理・更新による長寿命化を図ります。

持続的発展施策区分	事業名	事業内容
生活環境整備	水道施設	上水道管路更新耐震化事業
	上水道	浄水場施設改修工事
	過疎地域自立促進特別事業	公共下水道事業・農業集落排水施設整備事業の 公営企業法適用事業

3. 3 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

(1) 公共施設

令和2年度～令和42年度までの改修を、従来型と長寿命型で行った場合の、年度毎の維持更新費用を下記に示します。長寿命化改修を行うことで、改築費用が大幅に削減され、各年度の施設整備費用の平準化が図れます。特に直近の11年間での効果が最も大きく69億円の維持更新費用の削減が可能です。



(2) 道路

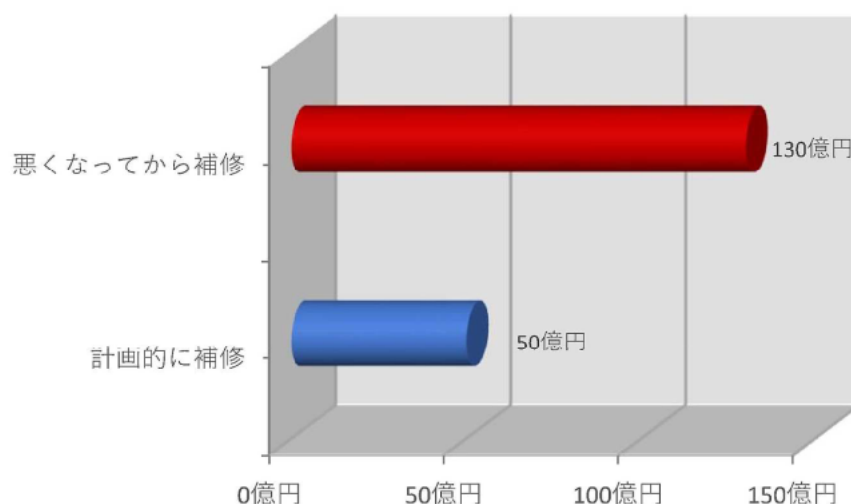
本町の主要幹線道路である国道228号は総延長18kmであり全線改良舗装済ですが、産業経済の発展に伴う自動車等の普及拡大による交通量の増加、車両等の大型化等を考慮した場合、交通安全施設（歩道設置、道路照明設置等）の整備の促進と、冬期間における歩車道の除排雪対策のなお一層の充実が強く望まれています。また、現在道路整備が進められている高規格道路「函館・江差自動車道」の早期供用開始や地域高規格道路「松前半島道路」の調査促進及び早期着手に向け取り組みを強化する必要があります。

(3) 橋梁

予防的な修繕を実施することによる長寿命化、ならびに計画的な架け替えにより、ライフサイクルコストの縮減を図ります。長寿命化修繕計画を策定した63橋について、今後60年間の事業費を比較すると、従来の大規模補修更新型が130億円に対し、長寿命化修繕計画の実施による予防保全型が50億円となり、コスト縮減効果は80億円となります。

また、橋の損傷に起因する通行制限等が減少し、町道の安全性・信頼性を確保することができます。

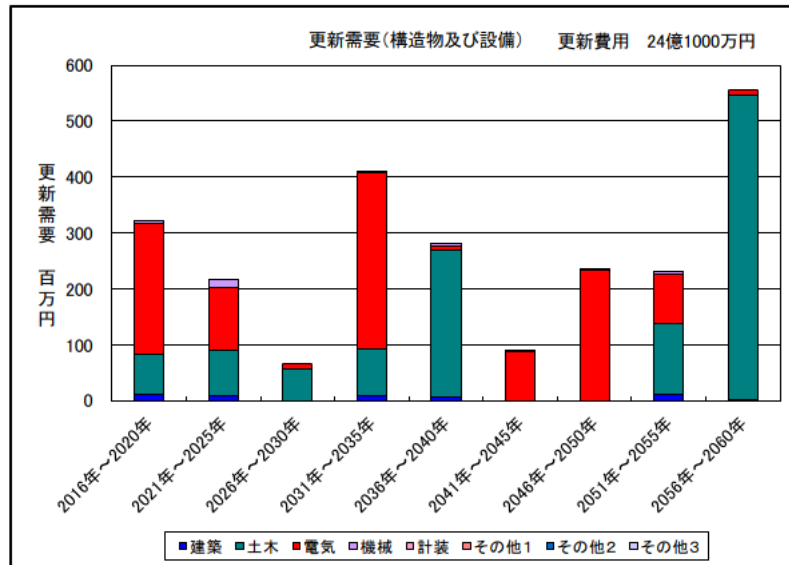
計画の効果 130億円-50億円=80億円の節約



(4) 上下水道

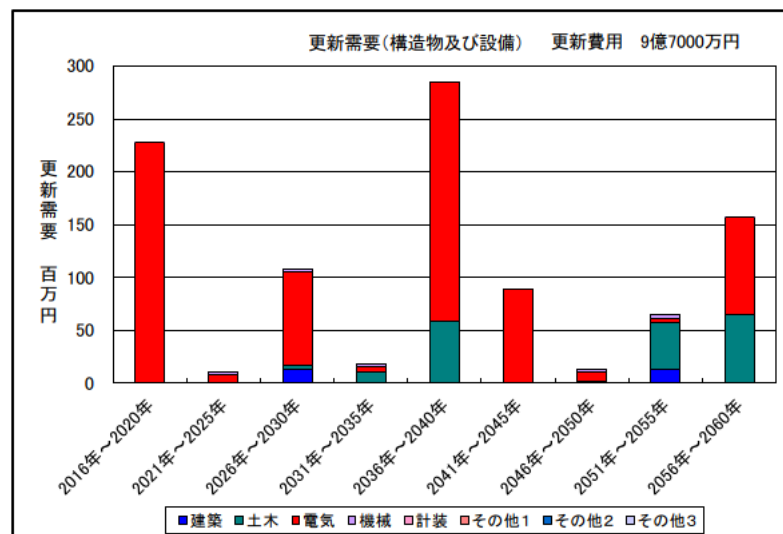
○更新費用の見通し

浄水場施設の更新需要（法定耐用年数で更新）



(表 1)

浄水場施設の更新需要（法定耐用年数の1.5倍で更新）



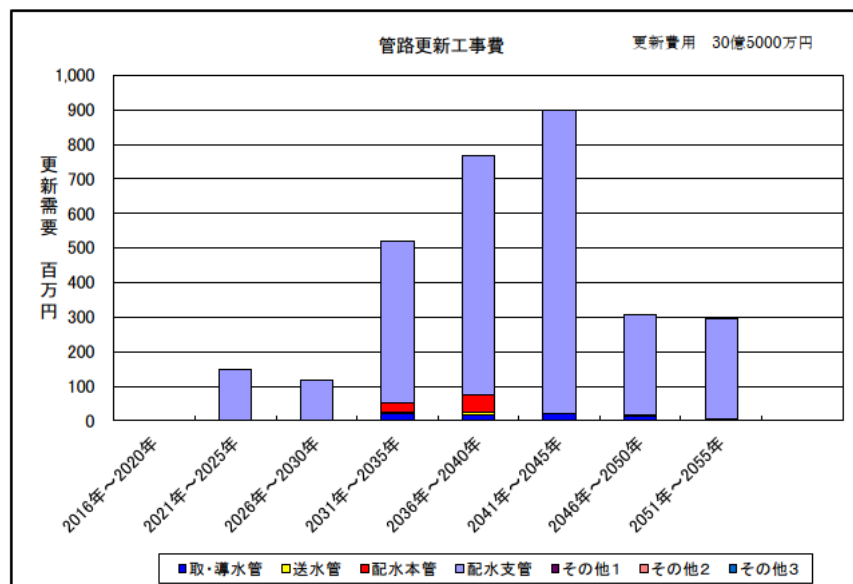
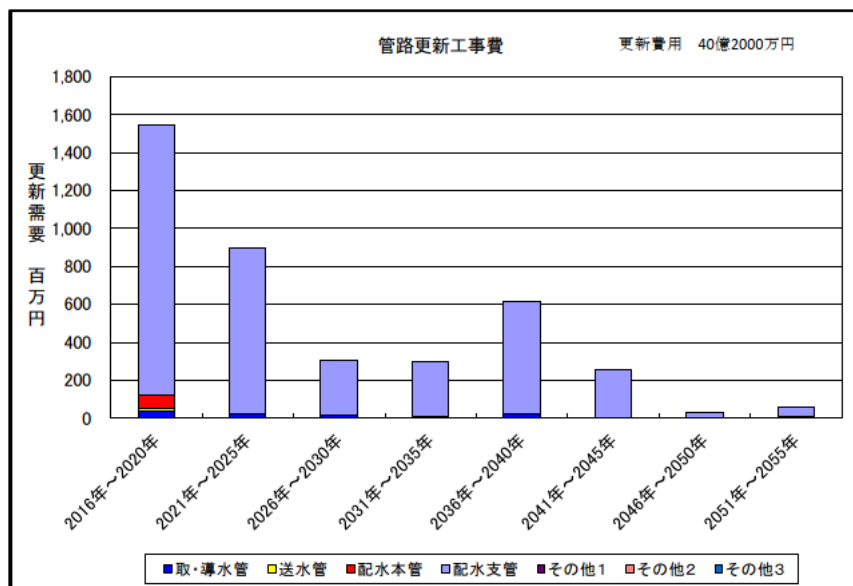
(表 2)

表 1 は浄水場施設を法定耐用年数で更新したときの更新需要です。今後 45 年で 24 億 1,000 万円の費用が必要です。平準化を図りながら更新するとしても 1 年間で 5,400 万円の更新費用となります。

表 2 は施設を法定耐用年数の 1.5 倍経過したときに更新するとしての更新需要です。今後 45 年間で 9 億 7,000 万円の費用が必要です。平準化を考慮し更新するとして 1 年間で 2,200 万円の更新費用となります。

従いまして平準化を図りながら、適切な施設規模を検討し、優先順位を考慮しつつ最適な更新時期を設定する必要があります。

管路の更新工事費（法定耐用年数で更新）



管路を法定耐用年数の1.5倍の経過年数で更新したときの更新工事費は、今後40年間で30億5,000万円の費用が必要です。更新費用のピークは20年から30年先となり、ピークでの5年間の更新費用もおよそ9億円で、法定耐用年数で更新した時の60%程度ですが、年間1億8,000万円と高額な更新費用となります。平準化を図りながら更新するとしても年間7,000万円の更新費用が必要となります。

従いまして施設更新と同様に平準化を図りながら、適切な管種・管径を検討し、優先順位を考慮しつつ最適な更新時期を設定する必要があります。

4. 公共施設マネジメントの実行体制

4. 1 推進体制

インフラ資産等については、専門的な技術やノウハウの蓄積があるそれぞれの所管課において公共施設マネジメントを推進していきます。

今後、総合管理計画の方針や本計画における各施設の方向性に基づき、個別施設ごとに具体的な取り組みを行います。事務的な整理や整備手法などの検討や具体的な対策の実施にあたっては、対象施設に関連する町民・施設利用者・関係団体等との協議を行い、十分な調整と合意形成を図りながら進めます。

また、長寿命化や複合施設化、予防・維持保全の推進を行う施設については、それぞれ修繕（改修）計画を策定し、実際の事業実施に際しては、財政状況との整合性を図り財政負担の平準化を図ります。

4. 2 情報等の共有

「新しい公会計」の視点を導入し、固定資産台帳等の整備を進めていく中で、保有する公共施設等の情報一元管理体制を整え、システム等の活用により庁舎内の情報共有を図ります。

また、これらの一元化された情報を基に、各係との連携調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。

4. 3 町民等との協働

公共施設の在り方を検討する際には、町ホームページを活用した情報発信など、町民からの意見・要望を取り入れながら、公共施設マネジメントを推進します。

4. 4 PDCAサイクルの確立

本計画は公共施設マネジメントにPDCAサイクルを採り入れ、常時、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を意識することにより、計画自体を継続的に改善していきます。

施設所管課は、本計画に基づいて施設ごとに再編計画や保全計画を作成し、PDCAを繰り返し、施設ごとに効果の検証と課題等を庁内推進委員会に報告します。委員会では本計画の進行状況をまとめ、内容の検討を繰り返すことにより、適正な計画へと見直しを行います。

